

仕 様 書

- 1 件 名 : 電子カルテシステム等購入事業
- 2 番 号 : 令和6年度 第366号
- 3 仕 様 : 別添明細書に記載するハードウェア及びソフトウェア
※ハードウェアはモデルチェンジにより変更となることがある為、同水準のスペックに変更可能とする。

電子カルテシステム仕様

①カルテ入力

A. 主訴・所見

- ア. カルテ入力は同一PCで同時に複数患者の入力を可能とすること。
(メモリの許す範囲で複数人数)
- イ. 電子カルテシステム内に所見入力支援機能として自動文書学習機能が備わっていること。
- ウ. 所見はあらかじめ登録された文章からの入力が可能なこと。(テンプレート機能) また、随時登録も容易にすること。
- エ. シェーマーの登録・入力が可能なこと。シェーマーには手書き・数値・テキスト等の情報を随時入力できること。
- オ. シェーマーは患者入力中でも範囲指定で登録処理が行えること。
- カ. 所見・オーダー入力共に追記式で保存表示が可能なこと。
- キ. 日々のカルテについて重要度をそれぞれ指定し管理できること。
- ク. 所見はカルテ2号紙イメージ画面から直接DO入力が可能なこと。
- ケ. 患者の来院履歴が容易に把握でき、ワンタッチでその日のカルテを表示できること。
- コ. カルテ印刷機能を有し、その日分のみあるいは日付指定で印刷可能なこと。
- サ. 家族歴、バイタル(身長、体重、血圧、体温計)の登録と履歴管理が行なえること。

B. オーダー

- ア. 現行の医事システムの処方データをカルテ処方欄に展開できること。
- イ. カルテ画面より、保険カルテ、自費カルテ、労災・自賠責が表示できかつ入力できること。

- ウ. オーダー入力はカナ検索、入力でも行えること。
- エ. オーダー入力はセットの登録により、いかなる診療行為でも混在して登録・入力できること。
- オ. セット入力は病名と診療内容を同時に登録・入力出来ること。
- カ. 処方欄にカルテ2号紙イメージ画面に直接DO入力が可能なこと。
- キ. 上記入力後でも数量・回数・日数の変更、行削除等がダイレクトに行えること。
- ク. 患者毎に定期処方の登録・入力が可能なこと。
- ケ. 患者毎に禁止薬の登録・入力が可能なこと。
- コ. 医師使用端末では設定により処方、病名のチェックが行えること。
- サ. 医師使用端末では処方オーダー入力したタイミングで該当処方の添付文書閲覧が可能なこと。
- シ. オーダーされた診療内容は時系列で表示でき、また設定により診療行為毎に表示でき、また入力できること。また、それを参照しながらDO入力できること。
- ス. カルテ画面において必要な情報が表示可能なこと。(患者情報、属性、検査異常値等)
- セ. オーダー入力後、指示箋の印刷を可能とすること。設定により全ての指示箋、あるいは診療行為別に設定されたそれぞれの指示箋の発行が可能なこと。
- ソ. 登録により体重別の投与量入力が行えること。
- タ. 処方・オーダーにフリーコメント入力が可能であること。
- チ. 代行入力(クランク入力)を可能とし、入力者の記録が可能であること。
- ツ. 処方テーブルにその場で自由にマスタ(薬品・診療行為等)を配置できること。

C. 病名

- ア. 現行医事システムからの病名の流用が可能であること。
- イ. 病名入力はオーダー画面から入力が行えること。
- ウ. 病名テーブルにその場で自由に配置できること。

②画像表示

- ア. スキャナーやファイル渡しでの(ネットワーク経由も含)画像が取り込み可能なこと。またカルテ画面にて画像表示が容易に行えること。

③文書作成

- ア. 診療に関わるいかなる文書(紹介状、診断書等)でも登録・作成

および入力可能なこと。

④モダリティ接続

ア. 設定により各種モダリティ（心電計、CR等）の接続が可能なおと。

⑤メモ機能

ア. 患者情報に簡単なメモを記録することができる。

⑥ノート機能

ア. 患者カルテ画面にスタッフが書き込むことのできるノート入力機能を提供できる。

⑦予約機能

ア. 患者の予約を行えるシステムであること。

イ. 患者の予約管理、予約票が発行できること。

⑧真正性、見読性、保存性の確保

ア. 厚生労働省の診療録等の電子媒体による保存についての要件を満たすことのできるシステムであること。

イ. データはサーバーに5年以上記録できるシステムであること。

ウ. 電子カルテのログインはユーザーとパスワードで制限が可能であること。

⑨受付

ア. 患者の呼び出し状況を、診察待ち、診察中、診察済み、診察保留、会計待ち会計済みを一覧表示できること。

⑩その他

ア. Windows上で動作できるシステムであること。この為Office等の市販ソフトが使用できること。

イ. 入力中のカルテも複数の端末より同一患者カルテが参照できること。(排他制御)

医事システム仕様

①業務全般

ア. Windows上で動作するシステムであること。

イ. オンライン請求のためのデータ作成が可能なおと。(レセプト電算処理システムの標準化)

ウ. レセプトシステムチェックができること。

②患者登録業務

ア. 患者の登録を随時行えること。

イ. 患者新規登録時、自動で受付されること。

③窓口会計業務

- ア. 電子カルテでの入力内容が窓口にて反映できること。
- イ. 会計待ち患者を表示し、診察終了順に会計処理がワンタッチで行えること。
- ウ. レセプトチェックは窓口でもチェック指定が行えること。
- エ. 診療内容入力時点でレセプト画面がイメージ表示でき、また縦覧チェック対応として3か月分のレセプトイメージ表示可能なこと。
- オ. 会計カード形式での表示も可能なこと。
- カ. 領収書が発行できること。また任意にカスタマイズしたレイアウトに対応できること。
- キ. カルテ1号紙の発行が可能なこと。
- ク. 3号紙（会計表）の印刷が行えること。
- ケ. 必要に応じ薬剤情報を発行できること。
- コ. 点数明細の入った診療明細書が発行できること。
- サ. 請求上必要なコメントがワープロ入力できること。

④診療報酬請求業務

- ア. レセプト発行が行えること。（連続、患者指定、保険指定等）
- イ. 画面にてレセプト画面を表示できること。（レセプトビュー機能）
- ウ. 社保・国保の請求書が発行できること。（返戻処理が可能なこと。）
- エ. 診療報酬請求（社保・国保）がオンラインで行えること。
- オ. 福祉請求書の請求書が発行できること。（返戻処理が可能なこと。）

⑤医事統計業務

- ア. 各種日計表、月計表、薬剤集計等統計資料の発行が行えること。

⑥マスタ管理業務

- ア. 標準マスタは全て提供させること。
- イ. 薬価・点数改訂時には自動で改正されること。
- ウ. 各診療所において必要な場合はマスタの設定を自由に行えること。
- エ. 標準マスタ、マスタの登録は窓口会計入力時中でも行えること。

⑦自動設定項目

- ア. 初、再診料及び外来管理加算
- イ. 特定疾患指導料
- ウ. 処方料、調剤料
- エ. 筋注、静注、点滴注射
- オ. 検査判断料、静脈採血料
- カ. 各種年齢加算、時間外休日加算
- キ. その他各種算定項目

基本条件

- ① 現行稼働の電子カルテシステムから全データの移行が可能であること。
なお、過去2号紙PDFデータでの移行は不可とする。現システムから出力可能なデータは全て移行できること。
- ② システムの基本要件、操作・運用が単純で習得が容易であり、機器の導入後、1～2週間で稼働が可能であること。
- ③ 同規模の診療所において十分な稼働実績があり、かつ当診療所の業務内容に対応できるシステムであること。
- ④ 万一の事態に備えるために、バックアップシステム（クラウドバックアップなど）を提供すること。バックアップ方式に関しては毎日フルバックアップ出来る仕組みを提供すること。
- ⑤ 各端末（サーバー含）ダウン時にはすみやかに他端末のみで過去カルテ内容を参照出来るシステムであること。
- ⑥ 納入までの間に装置の仕様変更やバージョンアップが生じた場合には、最新の仕様で引き渡すこと。
- ⑦ サポート体制
 - ア. 納入者は業務に精通したもので、これらシステムを導入した経験を持つ者を配置すること。
 - イ. セキュリティを確保したりリモートメンテナンス（遠隔対応）ができること。
- ⑧ 保守管理体制
 - ア. 電子カルテシステムのハード及びソフトの窓口は一本化されること。
 - イ. 障害時には診療所業務の遂行に支障を及ぼす影響を極小化するために迅速に対応できること。
- ⑨ 拡張性
 - ア. 将来の端末増設にも柔軟に対応できること。
- ⑩ 端末応答時間
 - ア. 端末の応答時間は概ね1秒～2秒を目安とし、業務に支障なく稼働できること。
- ⑪ システムのメンテナンス
 - ア. システムは診療時間中の安定した運用が可能であること。
 - イ. 請求や業務に必要な場合マスタメンテナンスによりいつでも容易に登録・変更・削除が可能であること。
 - ウ. 診療の基本マスタは標準的に提供され、いつでも取り出し可能なこと。

⑫システムの信頼性

- ア. ディスクアレイ化やミラーリング等の採用で万全なシステムを構築すること。
- イ. 障害発生時のデータ復元を可能とするシステムであること。
- ウ. 各端末の（サーバー含）ダウン時には他の端末のみで継続して過去カルテ内容を参照運用が可能なシステムであること。

⑬システムの機能

- ア. 一体型電子カルテシステムであること。
- イ. 患者情報や診療情報としてテキストデータ、画像データ、手書きデータ等のデータを扱えること。
- ウ. 電子カルテデータを院内所定の場所へHTML ファイル形式保存し、緊急時に院内端末から閲覧が可能であること。

⑭データの一元管理

- ア. 患者の基本情報はサーバーで一元管理すること。

⑮セキュリティ

- ア. 機密保護対策としてパスワードの設定が行えること。またパスワードが変更できること。
- イ. 医事システムのログオン時にユーザー名、パスワードの設定が行えること。
- ウ. 電子カルテのログイン者は画面に所見、オーダー記入者として反映されること。
- エ. 取り扱う個人情報の秘密保持を行うこと。
- オ. 運用・保守・点検におけるセキュリティ対策を実施していること。
- カ. 明日香村国民健康保険診療所とデータセンターとを接続するにあたり使用する回線は「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」に準拠している IPsec/IKE を利用すること。
- キ. データセンターにおいて漏えい等の事故が発生した場合は速やかに報告の上迅速に対応を行えること。
- ク. セキュリティ対策としてウイルス対策ソフトをサーバー、各クライアントに導入する事。また、最新パターンファイルを適用できるようにすること。

⑯運用説明及び操作説明書

- ア. 職員に対し、システムの説明及び操作教育、障害発生の際の対応教育を実施することと、必要なマニュアルを提供する。

⑰職員に対する教育研修

- ア. 職員が緊急時には電話にて解決でき説明ができるように教育を实

施する。

⑱その他

- ア. 運搬費、搬入費、設置費、試運転調整費、雑費を含むものとする。
- イ. 電子カルテは必要な環境ソフト類を含め、ハードウェア等にインストールして納入すること。
- ウ. 操作に対する問い合わせ専用窓口を有していること。電子カルテシステムに関しては平日 8:45 から 20:00 まで、土曜日は 8:45 から 17:00 まで問い合わせが可能なこと。
- エ. 電子カルテシステムにおける PC、サーバー等のハードウェアに関しても平日 8:45 から 20:00 まで、土曜日は 8:45 から 17:00 まで問い合わせが可能なこと。
- オ. 納入（検収）後の瑕疵については、責任をもって対処すること。
- カ. 故障の際には速やかに対処すること。
- キ. 電子カルテについて利用開始後も制度改正及び機能バージョンアップのプログラムを保守期間内に限り都度提供すること。
- ク. 導入業務を行うのにあたり工程表、システム構成図、操作説明書及びデータ移行確認資料を提出すること。
- ケ. 納入にあたっては、納入場所の所属長または、担当者の設置の指示等を受け設置し、検収を受けること。
- コ. 本仕様書に記載されていない事項であって、当然必要と思われるものについては装備し、その他必要な費用及び手数料の負担等を含むこと。
- サ. 現行機からの移行を行い、本装置が有効稼働するために必要な調整について、納入者の負担により責任をもって実施すること。
- シ. 本装置を使用する者に対し、運用及び保守に必要な知識の説明及び設定、指導を納入者の負担により責任をもって実施すること。

- 4 納入期限 : 令和 6 年 10 月 31 日（木）までとする。ただし、社会経済情勢等のやむを得ない事情等がある場合の納入期限については、別途協議するものとする。